

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例

昭和45年3月31日
条例第18号

改正	昭和46年3月20日条例第10号	昭和54年10月4日条例第36号
	昭和56年3月11日条例第2号	昭和59年12月20日条例第32号
	昭和61年3月27日条例第8号	昭和63年3月26日条例第10号
	平成3年2月28日条例第2号	平成7年7月18日条例第26号
	平成7年10月11日条例第40号	平成11年3月18日条例第24号
	平成12年3月28日条例第15号	平成15年7月1日条例第50号
	平成20年3月24日条例第22号	

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例をここに公布する。

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者を扶養している者の相互扶助の精神に基づき兵庫県心身障害者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)を設け、心身障害者を扶養している者が死亡し、又は身体に障害がある状態となつた後において心身障害者に年金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

一部改正〔昭和56年条例2号〕

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立して生活することが困難であると認められるものをいう。

- (1) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から3級までの障害を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前2号に掲げる者と同程度と認められるもの

2 この条例において「心身障害者を扶養している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、主としてその者の収入により心身障害者の生計を維持しているものをいう。

- (1) 心身障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 心身障害者の配偶者以外の親族
- (3) 心身障害者のために特に知事が必要と認めた者

3 この条例において、「加入者」とは、第5条第1項の規定により共済制度に加入することについて承認を受けた者をいう。

4 この条例において「身体に障害がある状態」とは、別表第1に掲げる身体上の障害の状態をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 加入又は口数の追加(以下「口数追加」という。)の承認を受けた日(以下「承認を受けた日」という。)前の原因により承認を受けた日以後において加入者に別表第1に掲げる身体上の障害が生じた場合
- (2) 承認を受けた日前の原因により承認を受けた日以後において加入者に別表第2に掲げる身体上の障害が生じた場合において、その障害が生じた身体の同一部位(上肢及び下肢は、身体の同一部位とする。次号において同じ。)に新たな障害が加重して別表第1に掲げる身体上の障害が生じたとき。
- (3) 承認を受けた日前に既に別表第2に掲げる身体上の障害を有していた者について、承認を受けた日以後において既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して別表第1に掲げる身体上の障害が生じた場合

一部改正〔昭和54年条例36号・56年2号・63年10号・平成7年26号・40号・11年24号〕

(機構との契約)

第3条 県は、共済制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)と独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「法」という。)第12条第3項に規定する保険約款に基づく保険契約(以下「保険契約」という。)を締結するものとする。

一部改正〔昭和59年条例32号・平成3年2号・15年50号〕

(加入資格)

第4条 共済制度に加入することができる者は、心身障害者を扶養している者であつて、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、新たに県の区域(神戸市の区域を除

く。以下同じ。)内に住所を有することとなつた者で、その直前まで他の地方公共団体が実施する法第12条第2項に規定する心身障害者扶養共済制度(機構と保険契約を締結しているものに限る。以下「他の共済制度」という。)に加入していたものが引き続き共済制度に加入する場合においては、この限りでない。

(1) 県の区域内に住所を有すること。

(2) 65歳未満であること。

(3) 特別の疾病又は障害がなく、法第12条第4項に規定する生命保険契約(以下「生命保険契約」という。)の被保険者となり得ること。

一部改正[昭和54年条例36号・59年32号・平成3年2号・15年50号]

(加入)

第5条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより加入の申込みをし、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の加入の申込みを受理した場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、これを承認しなければならない。

(1) 前項の加入の申込みをした者(以下「加入の申込者」という。)が、前条に定める加入資格を有しない者であるとき。

(2) 同一の心身障害者について、既に加算者があるとき、又は同時に2人以上の者から前項の加入の申込みがあつたとき。

一部改正[昭和54年条例36号]

(口数追加)

第5条の2 加入の申込者又は加算者は、規則で定めるところにより知事に口数追加の申込みをすることができる。

2 知事は、前項の口数追加の申込みを受理した場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、これを承認しなければならない。

(1) 前項の口数追加の申込みをした者が、第4条第2号及び第3号に掲げる要件に該当しない者であるとき。

(2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数追加がされているとき。

全部改正[平成7年条例40号]

(掛金の納付)

第6条 加算者(口数追加の承認を受けた加算者(以下「口数追加加算者」という。))で、身体に障害がある状態となつたが第2条第4項ただし書に該当するため、第16条第1項第2号ただし書の規定により、加算者としての地位を失わないもの(以下「特定口数追加加算者」という。))を除く。は、規則で定めるところにより、加算者となつた日の属する月から第16条第1項各号に掲げる事由が生じた日又は同条第3項の規定により共済制度から脱退させられた日の属する月までの間、別表第3(1)の部に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、共済制度の加入期間が引き続き20年以上の加算者で、その年齢が65歳以上に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。

2 前項に規定するもののほか、口数追加加算者は、規則で定めるところにより、口数追加の承認を受けた日の属する月から、別表第3(2)の部に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、口数追加の期間(以下「口数追加期間」という。))が引き続き20年以上の加算者で、その年齢が65歳以上に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。

3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たつては、第4条ただし書の規定の適用を受けて加算者となつた者については、当該他の共済制度の加入期間又は口数追加期間は、共済制度の加入期間又は特約条項若しくは口数追加条項の付加された期間とみなす。

4 第1項の規定による掛金又は第2項の規定による掛金で既に納付されたものは、返還しない。

全部改正[昭和54年条例36号]、一部改正[昭和56年条例2号・61年8号・平成7年40号]

(掛金の免除等)

第7条 知事は、県の区域内に住所を有する加算者が貧困その他の理由により前条第1項の掛金を納付することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、掛金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

一部改正[昭和54年条例36号]

(年金の支給)

第8条 県は、心身障害者の生存中にその加算者が死亡し、又は身体に障害がある状態となつたときは、規則で定めるところにより、当該心身障害者に対して、月額2万円の年金を支給する。

2 前項の加算者が口数追加加算者(特定口数追加加算者を除く。))である場合には、県は、同項の心身障害者に対して、月額2万円の年金を別に支給する。

- 3 前2項により支給する年金(以下「年金」という。)は、加入者が死亡し、又は身体に障害がある状態となつた日の属する月から第13条の規定により年金の支給を受ける権利が消滅した日の属する月まで支給する。
- 4 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により県が保険契約に基づき機構から当該加入者に係る給付金の支給を受けられなかつたときは、当該加入者が扶養していた心身障害者に対しては、年金は支給しない。

一部改正〔昭和54年条例36号・56年2号・59年32号・平成7年40号・15年50号〕

(年金管理者)

- 第9条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、当該心身障害者に代わつて年金を受領し、管理する者(以下「年金管理者」という。)を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ない者は、年金管理者となることができない。
- 3 加入者は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに年金管理者を変更しなければならない。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 所在が不明になつたとき。
 - (3) 前項に規定する者となつたとき。
 - (4) 辞退の申出をしたとき。
- 4 知事は、第1項の場合において年金管理者が指定されないとき、又は前項の場合において年金管理者が変更されないときその他年金管理者を変更する必要があると認めるときは、年金管理者を指定し、又は変更することができる。
- 5 年金管理者が指定されている場合においては、年金は、当該年金管理者に対して支払うものとする。
- 6 加入者は、第1項の規定により年金管理者を指定したとき、第3項の規定により年金管理者を変更したとき、又は年金管理者を廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和54年条例36号・平成12年15号〕

(年金の用途の制限)

- 第10条 年金は、その支給を受ける権利を有する心身障害者(以下「年金受給権者」という。)の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

(年金の支給の停止)

- 第11条 知事は、年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。
- (1) 所在が1箇月以上不明のとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
 - (3) 日本国内に住所を有しないとき。

一部改正〔昭和54年条例36号〕

(年金の支払いの差止め)

- 第12条 知事は、年金受給権者又は年金管理者が正当な理由がなく第17条第4項に規定する届書を提出しないときは、年金の支払いを一時差し止めることができる。

(年金受給権の消滅)

- 第13条 年金の支給を受ける権利は、年金受給権者が死亡したときは、消滅する。

(弔慰金の支給)

- 第14条 県は、加入者(特定口数追加加入者を除く。以下この項において同じ。)の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したとき、又は加入者とその扶養する心身障害者とが同時に死亡したときは、規則で定めるところにより、当該加入者(加入者とその扶養する心身障害者とが同時に死亡したときは、知事が適当と認める者)に対して、次の各号に掲げる加入期間(その死亡の日まで継続する加入期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額の弔慰金を支給する。ただし、加入期間が1年に満たない加入者については、この限りでない。

- (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき。 5万円
- (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき。 12万5千円
- (3) 加入期間が20年以上のとき。 25万円

- 2 前項に規定するもののほか、県は、口数追加加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したとき、又は口数追加加入者とその扶養する心身障害者とが同時に死亡したときは、規則で定めるところにより、当該口数追加加入者(口数追加加入者とその扶養する心身障害者とが同時に死亡したときは、知事が適当と認める者)に対して、次の各号に掲げる口数追加期間(その死亡の日まで継続する口数追加期間をいう。以下この項において同じ。)の区

分に応じ、当該各号に掲げる額を別に支給する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき。 5万円
- (2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき。 12万5千円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき。 25万円

3 前2項の規定の適用に当たっては、第6条第3項の規定を準用する。

4 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により県が保険契約に基づき機構から当該加入者に係る給付金の支給を受けられなかったときは、第1項及び第2項の弔慰金は支給しない。

一部改正〔昭和54年条例36号・56年2号・59年32号・61年8号・平成7年40号・15年50号・20年22号〕

(脱退等一時金の支給)

第14条の2 県は、加入者(特定口数追加加入者を除く。)が脱退の申出をしたときは、規則で定めるところにより、当該加入者に対して、次の各号に掲げる加入期間(その脱退の日まで継続する加入期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額の脱退等一時金を支給する。ただし、加入期間が5年に満たないとき、又は当該加入者が県の区域内に住所を有しなくなつた場合において、他の共済制度に加入したときは、この限りでない。

- (1) 加入期間が5年以上10年未満のとき。 7万5千円
- (2) 加入期間が10年以上20年未満のとき。 12万5千円
- (3) 加入期間が20年以上のとき。 25万円

2 前項に規定するもののほか、県は、口数追加加入者が脱退の申出をしたときは、規則で定めるところにより、当該口数追加加入者に対して、次の各号に掲げる口数追加期間(その脱退の日まで継続する口数追加期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額を別に支給する。ただし、口数追加期間が5年に満たないとき、又は当該口数追加加入者が県の区域内に住所を有しなくなつた場合において、他の共済制度に加入したときは、この限りでない。

- (1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき。 7万5千円
- (2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき。 12万5千円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき。 25万円

3 県は、口数追加加入者が加入者となつたときの口数の減少の申出をしたときは、規則で定めるところにより、当該口数追加加入者に対して、次の各号に掲げる加入期間(その口数の減少の日まで継続する加入期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額の脱退等一時金を支給する。ただし、加入期間が5年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 加入期間が5年以上10年未満のとき。 7万5千円
- (2) 加入期間が10年以上20年未満のとき。 12万5千円
- (3) 加入期間が20年以上のとき。 25万円

4 県は、口数追加加入者が口数追加加入者となつたときの口数の減少の申出をしたときは、規則で定めるところにより、当該口数追加加入者に対して、次の各号に掲げる口数追加期間(その口数の減少の日まで継続する口数追加期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額の脱退等一時金を支給する。ただし、口数追加期間が5年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき。 7万5千円
- (2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき。 12万5千円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき。 25万円

5 前各項の規定の適用に当たっては、第6条第3項の規定を準用する。

6 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により県が保険契約に基づき機構から当該加入者に係る給付金の支給を受けられなかったときは、第1項から第4項までの脱退等一時金は支給しない。

追加〔平成7年条例40号〕、一部改正〔平成15年条例50号・20年22号〕

(年金等の返還)

第15条 知事は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の支給を受けていた者があるときは、その者に対して、既に支給した年金又は弔慰金の全部又は一部を返還させることができる。

一部改正〔昭和54年条例36号〕

(加入者の地位の喪失等)

第16条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 加入者が死亡したとき。

- (2) 加入者が身体に障害がある状態となつたとき。ただし、口数追加加入者が身体に障害がある状態となつた場合において、第2条第4項ただし書に該当するときは、この限りでない。
- (3) 加入者が扶養する心身障害者が死亡したとき。
- (4) 加入者が脱退の申出をしたとき。
- (5) 加入者が掛金を3月間滞納したとき。
- (6) 加入者が県の区域内に住所を有しなくなつた場合において、他の共済制度に加入したとき。

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月から口数追加加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。
- (2) 口数追加加入者が掛金を3月間滞納したとき。

3 知事は、加入者が偽りその他不正の手段により加入者となつたと認めるときは、その者を共済制度から脱退させることができる。

一部改正〔昭和54年条例36号・56年2号・平成7年40号〕

(届出)

第17条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

- (2) 加入者(共済制度の加入期間が1年に満たないものに限る。)の扶養する心身障害者が死亡したとき。

2 年金受給権者又は年金管理者は、年金受給権者が氏名又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 年金受給権者が死亡したとき。
- (3) 年金受給権者に第11条各号のいずれかに該当する事由が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は年金管理者は、規則で定めるところにより、年金受給権者の現況に関する届書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和54年条例36号〕

(調査)

第18条 知事は、共済制度の適正な運営を図るため、年金受給権者又は年金管理者に対して必要な調査を行うことができる。

一部改正〔昭和54年条例36号〕

(年齢の計算)

第19条 この条例における年齢は、毎会計年度、その初日現在における年齢によるものとする。

(掛金額の調整)

第20条 第6条に定める掛金の額は、法第12条第3項に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、速やかに変更すべきものとする。

追加〔昭和54年条例36号〕、一部改正〔昭和59年条例32号・平成3年2号・15年50号〕

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和54年条例36号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から昭和46年5月31日までに第5条第1項の加入の申込みをした者については、第4条第1項第2号中「45歳未満」とあるのは、「65歳未満」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和46年条例10号〕

3 この条例の施行の日前に新たに県の区域内に住所を有することとなつた者で、他の地方公共団体が実施する法第23条第3項に規定する心身障害者扶養共済制度に加入していたものが、引き続き共済制度に加入する場合においては、第4条第1項第2号及び第3号の規定は、適用しない。

4 前項に規定する者が加入者となつた場合においては、他の地方公共団体が実施する法第23条第3項に規定する心身障害者扶養共済制度に加入していた期間は、共済制度の加入期間とみなす。

5 昭和45年4月20日現在において、次の各号に掲げる条例に基づく制度に加入している者で、引き続き共済制度に加入するため、第5条第1項の加入の申込みをするものについては、第4条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 尼崎市心身障害者保険扶養条例(昭和43年尼崎市条例第10号)
- (2) 西宮市重度心身障害者保険扶養条例(昭和43年西宮市条例第48号)
- (3) 芦屋市心身障害者保険扶養条例(昭和43年芦屋市条例第13号)
- (4) 伊丹市心身障害者保険扶養条例(昭和43年伊丹市条例第16号)
- (5) 宝塚市心身障害者保険扶養条例(昭和43年宝塚市条例第14号)
- (6) 川西市心身障害者保険扶養条例(昭和43年川西市条例第17号)
- (7) 猪名川町心身障害者保険扶養条例(昭和43年猪名川町条例第4号)

一部改正〔昭和46年条例10号〕

6 附則第4項の規定は、前項に規定する者が加入者となった場合に準用する。

7 附則第5項各号に掲げる条例の廃止の際現にこれらの条例に基づき年金の支給を受ける権利を有する者は、昭和46年4月1日以降この条例に基づく年金受給権者とみなす。

追加〔昭和46年条例10号〕

附 則(昭和46年3月20日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は昭和45年6月1日から、附則第2項の改正規定は昭和46年2月1日から適用する。

附 則(昭和54年10月4日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の規定に基づく加入者は、45歳未満で加入したものみなす。

3 この条例の施行前にした県の区域外に住所を有する加入者に係る掛金の免除又は掛金の徴収の猶予は、改正後の兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定にかかわらず、当該免除又は猶予の期間に限り、なおその効力を有する。

附 則(昭和56年3月11日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年12月20日条例第32号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月27日条例第8号)

改正 平成7年10月11日条例第40号

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

一部改正〔平成7年条例40号〕

附 則(昭和63年3月26日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、精神衛生法等の一部を改正する法律(昭和62年法律第98号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

附 則(平成3年2月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年7月18日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に兵庫県精神保健審議会がした意見の具申その他の行為又はこの条例の施行の際現に兵庫県精神保健審議会に対して行っている諮問その他の行為については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては、兵庫県精神保健福祉審議会がした意見の具申その他の行為又は兵庫県精神保健福祉審議会に対して行っている諮問その他の行為とみなす。

3 施行日以後最初に開かれる兵庫県精神保健福祉審議会は、改正後の兵庫県精神保健福祉審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則(平成7年10月11日条例第40号)

改正 平成20年3月24日条例第22号

(施行期日)

1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、兵庫県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）に加入している特約条項又は口数追加条項の付加の承認を受けた加入者（以下「特約付等加入者」という。）又は他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している特約付等加入者であって、改正後の兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）第4条ただし書の規定により共済制度に加入するものは、改正後の条例第5条の2の規定により口数追加の承認を受けた加入者とみなす。

一部改正〔平成20年条例第22号〕

（兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（昭和61年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項まで並びに附則第1項の見出し及び項番号を削る。

一部改正〔平成20年条例第22号〕

附 則（平成11年3月18日条例第24号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの条例による改正規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年7月1日条例第50号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（掛金の改定に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において兵庫県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）に加入している者（第1条の規定による改正前の兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の2の規定により口数追加の承認を受けた者（兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成7年兵庫県条例第40号）附則第2項の規定により当該承認を受けたものとみなされる者を含む。以下「口数追加加入者」という。）で、身体に障害がある状態となったが改正前の条例第2条第4項ただし書に該当するため、加入者（改正前の条例第2条第3項に規定する加入者をいう。以下同じ。）としての地位を失わないもの（以下「特定口数追加加入者」という。）を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものは、改正後の条例第6条第1項の規則で定めるところにより、附則別表第1に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、共済制度の加入期間が引き続き20年以上の加入者で、その年齢が65歳に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。

（1）昭和54年11月1日以後加入者となった者で、その加入時の年齢が45歳以上であったもの

（2）昭和61年4月1日以後加入者となった者で、その加入時の年齢が45歳未満であったもの

- 3 改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、施行日前において共済制度に加入している者（特定口数追加加入者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものは、同項の規則で定めるところにより、附則別表第2に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、共済制度の加入期間が引き続き25年以上の加入者で、その年齢が65歳に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。

（1）昭和54年10月31日以前に加入者となった者

（2）昭和54年11月1日以後昭和61年3月31日以前に加入者となった者で、その加入時の年齢が45歳未満であったもの

- 4 前2項に規定するもののほか、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、口数追加加入者は、同項の規則で定めるところにより、附則別表第3に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、口数追加の期間が引き続き20年以上の加入者で、その年齢が65歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。

- 5 前3項の年齢の計算については、改正後の条例第19条の規定を準用する。

- 6 施行日前において、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者で、施行日以後に改正後の条例第4条ただし書の規定により共済制度に加入するものに

については、附則第2項から前項までの規定を準用する。この場合において、附則第2項ただし書及び附則第3項ただし書中「共済制度の加入期間」とあるのは「共済制度の加入期間(他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(以下「他の共済制度」という。)に加入していた期間を含む。)」と、附則第4項ただし書中「口数追加の期間」とあるのは「口数追加の期間(他の共済制度において口数追加がされていた期間を含む。)」と読み替えるものとする。

(弔慰金の改定に伴う経過措置)

- 7 改正後の条例第14条の規定は、施行日以後における心身障害者の死亡に係る弔慰金の支給について適用し、施行日前における心身障害者の死亡に係る弔慰金の支給については、なお従前の例による。
- 8 附則第2項から第4項までの規定の適用を受ける加入者(以下「特定加入者」という。)に係る改正後の条例第14条の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「5万円」とあるのは「3万円」と、「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、「25万円」とあるのは「15万円」とする。

(脱退等一時金の改定に伴う経過措置)

- 9 改正後の条例第14条の2の規定は、施行日以後における脱退又は口数の減少の申出に係る脱退等一時金の支給について適用し、施行日前における脱退又は口数の減少の申出に係る脱退等一時金の支給については、なお従前の例による。
- 10 特定加入者に係る改正後の条例第14条の2の規定の適用については、同条第1項から第4項までの規定中「7万5千円」とあるのは「4万5千円」と、「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、「25万円」とあるのは「15万円」とする。

(兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 11 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則別表第1(附則第2項関係)

加入者となったときにおける年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

附則別表第2(附則第3項関係)

昭和61年4月1日における年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

附則別表第3(附則第4項関係)

口数追加加入者となったときにおける年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

別表第1(第2条関係)

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 咀嚼又は言語の機能を全く永久に失ったもの

- 3 両上肢を手関節以上で失つたもの
- 4 両下肢を足関節以上で失つたもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失つたもの
- 6 両上肢の用を全く永久に失つたもの
- 7 両下肢の用を全く永久に失つたもの
- 8 両手の手指の全部を失つたか又はその用を全く永久に失つたもの
- 9 両耳の聴力を全く永久に失つたもの
一部改正〔昭和54年条例36号〕

別表第2(第2条関係)

- 1 1眼の視力を全く永久に失つたもの
- 2 1上肢を手関節以上で失つたもの
- 3 1下肢を足関節以上で失つたもの
- 4 1上肢の用を全く永久に失つたもの
- 5 1下肢の用を全く永久に失つたもの
- 6 1手のおや指及びひとさし指を含み4の手指以上を失つたもの又はその用を全く永久に失つたもの
- 7 1手のおや指若しくはひとさし指を含み3の手指以上を失つたか又はその用を全く永久に失い、かつ、他の1手のおや指若しくはひとさし指を含み2の手指以上を失つたか又はその用を全く永久に失つたもの
- 8 1耳の聴力を全く永久に失つたもの
一部改正〔昭和54年条例36号〕

別表第3(第6条関係)

(1) 加入者となつたときにおける年齢区分による掛金月額

加入者となつたときにおける年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400円
40歳以上45歳未満の者	14,300円
45歳以上50歳未満の者	17,300円
50歳以上55歳未満の者	18,800円
55歳以上60歳未満の者	20,700円
60歳以上65歳未満の者	23,300円

(2) 口数追加加入者となつたときにおける年齢区分による掛金月額

口数追加加入者となつたときにおける年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400円
40歳以上45歳未満の者	14,300円
45歳以上50歳未満の者	17,300円
50歳以上55歳未満の者	18,800円
55歳以上60歳未満の者	20,700円
60歳以上65歳未満の者	23,300円

全部改正〔平成7年条例40号〕、一部改正〔平成20年条例22号〕

